

第8次東京湾総量削減計画の策定について

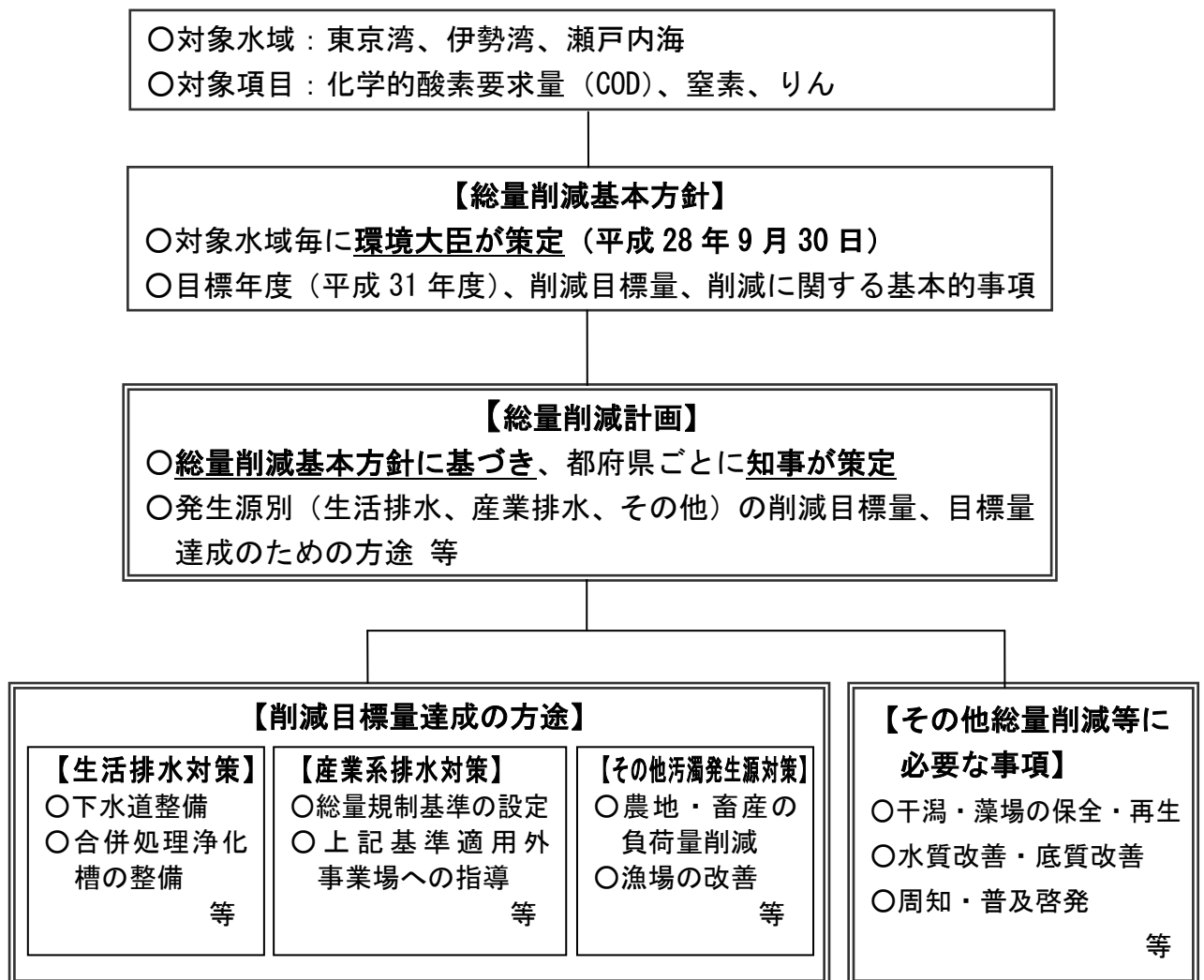
1 水質総量削減について

東京湾は、人口及び産業が集中しているために汚濁が著しい閉鎖性水域であり、濃度規制のみでは水質環境基準の達成が困難であることから、昭和53年に水質汚濁防止法が改正され、総量削減制度が導入された。

水質総量削減は、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めた全ての発生源について汚濁負荷量の削減を進める制度であり、都県別の「総量削減計画」を策定し、総合的・計画的に対策を進めている。

本県では昭和55年の第1次計画以降、7次にわたり総量削減計画を策定してきたところであるが、環境基準は未達成であり青潮・赤潮の発生も続いていることから、国により第8次東京湾総量削減基本方針が定められ、同方針に基づいて第8次総量削減計画を策定するものである。

総量削減制度の概略図



※総量規制基準については、別途、「行政手続条例に基づく意見募集」を行います。

千葉県における対象地域

